

「独立採算」及び「汚水は下水道使用料、雨水は公費」について（差替え）

① 2ページの2・3行目に記載の「汚水は下水道使用料、雨水は公費」について

地方公営企業法第17条の2第1項に基づき、経費の負担区分は「汚水私費・雨水公費」が原則となっています。

なお、第1項の冒頭で「次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは」とありますが、下水道事業については、毎年、総務副大臣通知の「地方公営企業操出金について」で負担対象となる経費が示されます。

② 2ページの2行目に記載の「独立採算」について

地方公営企業法第17条の2第2項に基づき、下水道事業は独立採算が求められています。

・地方公営企業法

第17条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

第17条の3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

※ 下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法の財務規定等の一部適用を開始したため、「独立採算」の根拠法が、地方財政法第6条から地方公営企業法第17条の2に代わりました。

・地方財政法 第6条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

③ 1ページ下段の「経費回収率」の算出における「公費負担分を除く」について

「公費負担分」とは、一般会計負担金の対象経費のことで、汚水処理費は一般会計負担金分を含まない。

※一般会計負担金の内訳は、別紙のとおりです

④ 2ページの「・」5個目の行に記載の「一層の経費縮減や効率化などに努める」の内容について

- ・ 北部・中部の浄化センターの維持管理業務への包括的民間委託の導入（中部：平成19年5月～、北部：平成23年10月～。中部に初めて包括委託を導入した際の事後検証では、年間7,200万円の削減効果）
- ・ 改築更新に合わせた機器類の省エネ化及び高効率化による台数削減の実施
- ・ 点検、調査の結果を踏まえた予防保全型の維持補修による延命化
- ・ 建設事業の規模に合わせた定員管理 などを行うとともに、効率的な運転による経費の削減に努めていますが、人件費や物価の変動などもあるため、削減額として示せる数値はございません。

一般会計負担金の内訳

単位:千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計負担金の合計	1,324,777	1,494,357	1,593,625
収益的収入(3条)	902,332	822,084	940,526
営業収益	692,943	672,201	651,817
基準内	670,943	654,257	638,662
雨水処理分	670,943	654,257	638,662
維持管理費(人件費含む)	85,918	75,606	70,456
減価償却費	422,394	430,192	430,975
資産減耗費	3,704	385	9
企業債利子	158,927	148,074	137,222
基準外	22,000	17,944	13,155
赤字補てん分	22,000	17,944	13,155
営業外収益	209,389	149,883	288,709
基準内	53,463	55,387	53,931
水質規制費	7,507	7,376	8,923
水洗便所等普及費	0	0	0
臨時財政特例債の利子	8,971	3,957	1,048
公営企業法適用に要する経費	36,985	44,054	43,960
基準外	155,926	94,496	234,778
赤字補てん分	88,938	5,593	7,555
使用料で賄うべきでない経費	66,988	88,903	227,223
中部合流雨水分	49,937	71,989	68,692
し尿等処理費	13,564	13,475	12,981
イメージアップ事業等	3,487	3,439	3,415
電気・ガス高騰分	0	0	142,135
資本的収入(4条)	422,445	672,273	653,099
基準内	107,063	90,824	46,833
雨水処理 用地分	10,746	19,107	17,043
臨時財政特例債の元金	96,317	71,717	29,790
基準外	315,382	581,449	606,266
赤字補てん分	315,382	581,449	606,266
赤字補てん分 合計	426,320	604,986	626,976
下水道使用料不足分	403,344	450,783	443,983
負担金超過額	22,976	154,203	182,993